

## 【委員会での審査概要】

### 総務委員会審査

●東広島市防災会議条例及び東広島市災害対策本部条例の一部改正

災害対策基本法の一部改正に伴い、東広島市防災会議の所掌事務の見直し、その他所要の規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】

●東広島市使用料条例の一部改正

市役所本庁舎の新築に伴い、市役所庁舎施設の使用料の改定を行うもの。

【全会一致で可決】

●東広島市特別職報酬審議会条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、その他所要の規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】

#### 主な意見・質疑応答

Q 条例は具体的にいつ施行の予定か。

A 地方自治法の一部改正が

平成24年9月5日に公布され、施行はこの日から起算し6か月以内であるため、平成25年3月4日までに施行予定である。

### 文教厚生委員会審査

●東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

介護保険法等の一部改正に伴い、必要な基準を定めるもの。

【全会一致で可決】

●東広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

介護保険法等の一部改正に伴い、必要な基準を定めるもの。

【全会一致で可決】

●東広島市介護保険条例の一部改正

介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス

事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、市内の区域外にある事業所における地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施に関し必要な事項を定めるもの。

【全会一致で可決】

### 市民経済委員会審査

●権利の放棄

エルピーダメモリ株式会社からの会社更生法による更生手続開始の申立てに基づいて東京地方裁判所の更生計画案に同意するため、当該裁判所による当該更生計画の認可の決定を条件として、本市が有する債権の一部を放棄するもの。放棄する債権の額は、本市が有する債権の額から、更生計画に基づく弁済の額を控除した額。

【全会一致で可決】

### 建設委員会審査

●市道の路線の廃止

本頭線ほか9路線を廃止す

るもの。

【全会一致で可決】

●市道の路線の認定

本頭線ほか9路線を市道として認定するもの。

【全会一致で可決】

●東広島市道路構造の技術的基準等を定める条例の制定

道路法等の一部改正に伴い、市が管理する市道の構造の技術的基準を定めるとともに、自動車又は自転車駐車場の駐車料金等の表示及び道路標識の寸法に関し必要な事項を定めるもので、平成25年4月1日から施行し、附則に掲げる経過措置を講ずるもの。

【全会一致で可決】

#### 主な意見・質疑応答

Q 経過措置に該当する箇所はあるのか。

A 経過措置にあてはまるものはない。

●東広島市バリアフリーのために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定

「高齢者、障害者等の移動

等の円滑化の促進に関する法律」等の一部改正に伴い、市が管理する市道に係る移動等円滑化に必要な道路の構造に関する基準を定めるもの。

【全会一致で可決】

**主な意見・質疑応答**

**Q** 基準に適合しない既存の設備は、改修していくのか。その場合、改修については、要望がある箇所から改修していくのか。それとも順次計画し改修していくのか。

**A** 今後整備していくもの、今後改修していくもの、適用するように考えている。また、既存の施設で基準に適合しない部分が随分あるため、できるところから順次この基準に基づいて改修するように考えている。

●東広島市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定  
河川法の一部改正に伴い、市が管理する準用河川に係る河川管理施設又は同法の許可を受けて設置される工作物のうち堤防その他の主要なもの

の構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるもの。

【全会一致で可決】

●東広島市公営住宅等の整備基準を定める条例の制定  
公営住宅法等の一部改正に伴い、公営住宅等及び共同施設の整備に関する基準を定めようとするもの。

【全会一致で可決】

●東広島市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定  
水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者を配置する工事の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準を定めるもの。

【全会一致で可決】

●東広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正  
土地改良法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うとともに、所要の規定の整備を

行うもの。

【全会一致で可決】

●東広島都市計画事業西条駅前土地区画整理事業施行条例及び東広島都市計画事業寺家地区土地区画整理事業施行条例の一部改正  
東広島市役所本庁舎の新築に伴い、各事業の事務所の所在地を変更するもの。

【全会一致で可決】

●東広島市手数料条例の一部改正  
都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴う低炭素建築物新築等計画の認定申請等に対する審査の事務に関する手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】

●東広島市水洗便所改造資金貸付条例及び東広島市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正  
下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の事業計画に係る規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】

●東広島市公共下水道条例の一部改正  
下水道法等の一部改正に伴い、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準を定めるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】

●東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
農業集落排水処理施設の排水設備の共有又は共用に係る連帯責任及び当該施設の新規使用、行為の許可、占用等に関する事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】

**議会運営委員会審査**

●東広島市議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正  
地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに、所要の規定の整備を行うもの。

【全会一致で可決】